

平成29年度 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
第2回地域包括支援に関する会議 会議録(要旨)

1 開催日時

平成29年8月28日(月) 18:30~20:30

2 開催場所

北九州市役所 3階 大集会室

3 出席者等

(1) 構成員

中村代表、磯田構成員、伊藤構成員、今村構成員、大丸構成員、熊野構成員、小鉢構成員、重藤構成員、白水構成員、福嶋構成員、牧之瀬構成員、山崎構成員

(2) 事務局

地域福祉部長、地域福祉推進課長、地域支援担当課長、長寿社会対策課長、認知症支援・介護予防センター所長、介護保険課長、市民文化スポーツ局地域振興課長ほか

4 会議内容

(1) 議事

- ・地域包括支援センター・統括支援センター28年度自己点検及び29年度運営方針について
- ・地域包括支援センターのあり方について
- ・総合事業について
- ・高齢者の日常生活を地域で支える体制づくりについて
- ・高齢者の権利擁護の推進について

5 会議経過及び発言内容

議事(1) 地域包括支援センター・統括支援センター28年度自己点検及び29年度運営方針について・・・資料1

事務局：議事について資料1に沿って説明。

事務局：何か質問や意見はないか。

構成員：昨年度と違い事例報告が加わり、連携が具体的で分かりやすい資料である。おそらく今後すべての人を借り出して手厚い支援というわけにはいかなくなるので、適材適所で、誰が関わるべきかという視点では、この事例はよく課題分析がなされており、何を支援すればいいのかが明確である。今後に向けて、支援会議等に関わるメンバー構成について検討しなければならないと考えさせられる。

構成員：地域包括支援センターの自己点検表では「地域ネットワークの構築」の項目について、点数が低く課題ということであったが、一方、統括支援センターにおける自己点検項目「地域とのネットワーク構築支援」では「100パーセント」と評価している区が多い。運営方針だと、統括支援センターでもやはり「圏域内のネットワークづくりが不十分である」という文言が出てくる。自己点検で「100パーセント」の評価であれば、運営方針として次の段階が出そうなものだが、現状として、ネットワーク作りはやはり難しいのだろうか、もう少し説明を加えてほしい。

地域支援担当課長：地域包括支援センターは、どちらかというと個別の案件を通じてネットワークを構築している。「地域ネットワークの構築」の評価項目について参考資料で添付しているが、16頁をご参照いただきたい。地域包括支援センターにおいて、この評価項目にあるとおり、各区推進協議会やまちづくり協議会等と「定期的な」連携を図っているか、となると難しいところがあるため評価が低くなってしまう。

また統括支援センターについては、「地域とのネットワーク構築支援」の中でも「地域ケア会議の活用」項目では点が低い区があり、「すべて」の団体とまんべんなく連携をとり、会合し情報交換しているかという難しい現状であるため、結果十分なところまで行えていない、となる。また、より幅広く「地域包括ケアシステムの構築」を求められる現在では、日ごろから連携をとっていても、すべての関係機関に対して、という難しいところである。

地域ケア会議においても、情報交換や地域課題について検討しているものの、なかなか十分ではない。評価点数として高く出ても、現状が複雑困難化している中、運営方針ではさらに充実させたいという意味で記入している。

構成員：了解した。一方、先ほど地域包括支援センターの事例報告であったように、それぞれの事例の中では、ネットワークを作りながら、その地域に合った介入をされている。その方が実質的でないかと思う。私達が望むのは実質的な活動であり、会議を定期的に開催されていてもそれが実っていなければ意味をなさないのであり、必ずしも定期的でなくても、本当に地域包括支援センターが実働的に動いているということが、ネットワークを構築していることではないかと思う。

代表：自己点検判断基準については、今後、多少の見直しが必要であるかもしれない。ここで出た「ネットワーク」について何か意見はないか。

構成員：事例報告で出てきた方は、町内会長をされていたので発見が早く、対応も早かったのではと察する。今、町内会に入っていない高齢者の方が多い。その方々は生活が見づらく近所でも「どうされてるのかな」と思われているだろうが、その方々の対応支援は行政でどうされているか。

地域福祉推進課長：一つは、「いのちをつなぐネットワーク推進会議」がある。新聞配達の方等、事業者の日常的な業務の中で、「異変に気づく」「見守り」組織を立ち上げている。5月の下旬には小倉北区で、新聞配達の方が「新聞が溜まっている」という異変で行政に連絡を入れ、警察が伺ったところ室内で倒れていたという事例があった。このような組織でも一つ、関わりや見守りを行っている。

構成員：各区における地域包括支援センター運営状況（参考資料・24頁）について。「4. 主な連携先」の、「医療機関」の件数が意外と多いが、「医療機関」への連携を必要とする理由と

して、相談者各々の病気の話なのか、関係の専門職を要請する場合なのかお尋ねする。

地域支援担当課長：かかりつけ医へ病状を確認したり、在宅の方が急に体調が悪くなるなどして往診をお願いすることもあれば、入院中の方の退院に向けての支援連携など様々なものである。

構成員：地域医療が重要になっているということだろう。

構成員：ネットワークの構築に関しては、オフィシャルなネットワークの部分と、地域で作られたネットワークの部分とあるが、連動をどのようにされているのか。

地域支援担当課長：オフィシャルなネットワークと地域のネットワークは、ケアプラン作成の際が重要となってくる。プランの際にはその視点でもって、関係者で協議しながら、個々の対象者に応じて、様々なサービスメニューの中からどの支援がよいのか、会議等により提供しているところである。

構成員：同じく、参考資料の「主な連携先」の、「法律関係者」のところであるが、若松区と戸畑区で、件数が一桁台と非常に少なく偏りがあるように思う。この差をどのように捉えるか。

地域支援担当課長：虐待に関する案件があると弁護士に相談する件数が多い傾向がある。また金銭に関わること、財産に関わる相談が多ければ法律関係者への相談が多い。各区、相談内容の傾向に多少の違いがあるため、このような結果になるのではないかと思う。

構成員：少ない区は相談する対象者がいない、ということではないのか。

地域支援担当課長：ここでは「連携先」の件数を挙げている。法律に関わるほどの複雑困難化した事例であると、区によって相談内容の傾向や対象者の人数に違いがあり、このような結果になるのではと思う。

構成員：同じく「連携先」の件数で、「民生委員」の若松区の件数が少ないようにあるが、突出して少ないのが気になった。ケアマネジャーやサービス事業者等の件数は結構多いが、地域の関係者に限って少ないのはなぜだろうか。

地域支援担当課長：この件については区に確認して次回以降にお答えする。

地域福祉部長：区毎に数字のばらつきがあるのは、一見すると不自然で何か理由があるように思え、我々で調べていく。先の自己点検でも、地域の社会資源だとかネットワークについて不十分な点がある、という話をした。地域包括支援センターは個別案件から入っていくケースが多いので、チーム毎の、持っているネットワークや関係者にばらつきがあり、例えば「警察」の件数も差があるが、それぞれの所轄によって連携先側の対応方針が違うということもある。

市民サービスの点では、同じ基準で同じ運営方法でやるべきであるが、現実的に、個別の区だとか地域に入っていくと違いが生じ、こういう結果となるのではないかと思う。この辺りの取扱い平準化をどう図っていくのか、地域のネットワークの中で地域包括支援センターがどのように関わっていくのか、後ほどの議題にも関わってくる。現状としてこの数字を受け止めつつ、どうしてこのような差が出ているのかももう少し分析する。

構成員：医療・介護に関して、施設よりも地域という形で、地域の中でやっていかないとけない現状になっているが、その中で地域の方が関わってないとか関わってないとか、その数字がここに表れたのではないかと思うので、その辺りも含め、お調べいただきたい。

代表：いずれにしても、この自己点検のここ数年間の中では、「ネットワーク」の問題に指摘が挙がっている。継続的に問題点を分析してほしい。

議事（２）地域包括支援センターのあり方について・資料２

事務局：議事について資料２に沿って説明

代表：平成１８年から本市における地域包括支援センターの運営状況や取組みの変遷について概略を説明いただいた。それを踏まえて、今後検討すべき内容として論点１、２をまとめていただいている。まずは論点１について意見はないか。

構成員：機能強化で大事なことは、必要な構成員がいかに地域支援の課題分析に基づいて支援体制を作るかということであろう。先に示していただいた事例検討の中で、見事なネットワーク、支援体制が膨らんでいるが、何回ぐらいのケア会議でこれが達成されているのか。また、様々な支援者をそれぞれ違う事例で挙げていただいたが、構成員を異にしながら実施運営する中、それぞれで課題分析を行っているかという点と、また、シーンが移り変わるときのそのプロセスを追っているか、これらの点について経験を少しお話しいただきたい。

地域支援担当課長：まず回数について。月に１回から２回、地域関係者と会議を行いながら検討しているものである。我々の反省点であるが、課題分析やプロセス、状況によっては検討を行っているが、満足するまでは至っていないのが現状である。地域ケア個別会議を行うようになってから、課題整理表を使用するなどして、やっと、課題分析しどのようにしたらサポートできるのか、また自立支援に向けてサポートできるのか、関係者とプロセスの共有を始めたばかりなので、今後が課題なのだと思う。

構成員：地域の人材をぜひ活用していただきたいというのが、この会議構成員共通の意見だと思う。しかも、事例を通して行き着く先、その経験をつなぐという意味で、できたらマニュアルとまでは言わないが経験が共有できるように、シニアの経験と初心者の組み合わせの工夫だとか、これらが大事なことではないかと思う。しかし地域で協力できる方がこんなに沢山いるのだと勉強になった。この辺りの開拓が機能強化のポイントではないだろうか。

構成員：論点１－（４）に「高齢者のみならず、障害者や子どもも含めた幅広い分野の相談に応じられる人材育成」とあるが、かなり壮大な計画という印象。こんなことができる方を一人でも育成するのは大変だと思う。だからこそ、ネットワークだとか連携がここで議論されるのだと思うが、もちろんこれを一人がやるという意味ではないだろう、という確認と、これを行政に、縦割りではなく横の広がりをもって柔軟に連携していただければという意見である。

また弁護士会としての反省点でもあるが、法律職とのネットワークが少ない区があるという意見も出たが、我々弁護士も、地域包括支援センターからの無料相談に対応している中、各々の能力にばらつきがあると感じる。弁護士を育てていただくという意味でも、地域包括支援セ

ンターの力が必要だと感じるので、もっと相談いただきたい。これが弁護士に相談する内容なのかと迷うところもまずはご利用いただきたい。

構成員：薬剤師会としても同様のことが言える。論点1－(1)「利用者の相談しやすさを考慮した相談体制について」では薬局も入っているが、この度八幡西区で認知症カフェを薬局ですることになった。薬剤師会としても認識が上がってきているので、地域ケア会議にぜひ声をかけていただきたい。声がかかれないと経験が積めず、必要な時にどう発言したらいいのか分からない。来年の介護保険制度改正でも、地域包括ケアシステムの中での薬局の役割が謳われており、薬剤師会としても論点になるほどである。潮目が変わってきているので、声を掛けていただいてうまく利用してほしい。

構成員：運営上の課題として「地域包括支援センター職員の質の向上」とあるが、一方、求められるセンターの機能強化のひとつに「幅広い相談に対応できる人材育成や組織づくり」とある。求められる状況であるのに難しい現状であるという点に、行政はどう対応するのか。

地域支援担当課長：地域包括支援センター職員は入れ替わりが多く、質の向上については、研修や事例検討を行っているところである。先ほど縦割りというご意見があったが、ネットワークを強化しながら力量を上げていくなど、幅広い視点で取り組んでいる。センター内での研修や事例検討を蓄積して、幅広い視点も認識しつつ柔軟性をもってやっていきたい。まだ課題が多いが、市民のためにひとつひとつ努力していく。

構成員：地域包括支援センター内の雰囲気を持って、人数が足りてないのではないかというのが正直な印象。地域包括支援センターは嘱託職員も入っているようだが、給料はどうなっているのか。

地域支援担当課長：出向という形なので、出向元から出ている。

構成員：予算面もあるだろうが、人員を増やすことが喫緊の課題ではないかと思う。

代表：ネットワークの質を向上させるために、またそこに関わる人材の質を向上させるためにどうすればよいかという課題に、ぜひ構成員からの知恵を拝借したい。

構成員：ネットワークの構築も図りながら、さらに24時間365日対応し、さらには幅広い分野の相談にも対応するという点で、そこで勤める方にはいろいろな期待がかかりすぎて、それに対応できるかという不安の方が強くなっていくのではないだろうか。そこで、やはり、地域でそれぞれ実績を積んだ専門分野の資源と市民の機能をどう組み合わせしていくのかという点でのシステム構築が、今後鍵を握るのではないかと思う。これ以上人材を増やすだとか、センター機能をさらに高めるだとかは、急に効果を示すものではないように思える。

一方、市民の目線での意見としては、非常に単純でわかりやすいシステムであることがよい。どこに行けばその問題が解決されるのか、これは一本化の方がよい。振り分けについては行政側がやること。

構成員：様々な視点で考えられると思う。専門職の内部研修にしても、様々な職種を入れて協力しあいながら質の向上を図っていけるのでは。相談窓口はやはり一本化がよく、先ほども出たように振り分けは中がやること。関連して、この地域共生社会の中で関連する施策、例えば障

被害者の支援計画であったり、児童関連、空き家対策、各々の施策で明確化した体制づくりもひとつの方法であると思う。

構成員：地域のネットワーク構築という中で、地域から得た相談や情報に対し、またその結果を返していくことも、地域のやりがいに繋がっていき、また新たな支援を知る機会になると思う。

構成員：「地域」をどの大きさにするのかが問題。それぞれ地域性があるので、小学校エリアでまとまるところもあれば、農村部になると広すぎる。ここの部分を地域に応じて合わせる必要がある。地域包括支援センターエリアだとか、市民センターエリアと決めつけると地域によっては難しくなる。

代表：貴重なご意見。行政が画一的にやりそうなところを、もう一度地域の実情をしっかりと踏まえた上で、ネットワークの作りやすさ・作りにくさで検討することが必要である。次に、検討課題にある「ランチ」について意見がないか。

構成員：地域包括支援センターの経緯から言うと、ランチを一度区役所・出張所に集約している。また地域にランチを設置するのは、今回は「市民の行きやすい場所に」とのことではあるが、行ったり来たりしているだけで、市民は混乱しないだろうか。またどう説明するのか。現状として「つなぐ」という機能を果たしているのに、ランチには取って代わった機能を持たせるのだろうか。

地域支援担当課長：土日祝日の対応という点では、区役所・出張所では難しく、例えば駅や駅近く、スーパーなど便利のよい場所で、行政の出来ない部分を補完する部分をランチでつなぐ、ということで検討している段階である。

構成員：いろいろ考え方はあるが、例えば何かあった時にいつでも相談に乗りますよといった24時間365日の体制機能をそれぞれ均一に持たせることはかなり大変なこと。となると一番使いやすいのは電話、コールセンター機能だと思うが。市民の相談の入りやすさも重要だが、相談機能の精度をどのくらい担保するのかという両方の視点でご検討いただきたい。

構成員：平成18年に地域包括支援センターが設置されたとき、薬局もランチのひとつとして、認知症チェックを行い、ケース次第ではセンターにつなぐという役目があったが、当時はそこまで認知症が重要視されていなかったということもあるが、うまくいかなかった。先ほどの意見にもあるように、ランチにどの程度の相談対応機能を持たせるとうまくいくと考えるか。

地域支援担当課長：検討段階であるため、ここでいろいろなご意見を頂戴したい。例えばカフェのように、身近で気軽に相談できる場所にあり、内容によっては地域包括支援センターにつながり機能を持たせたい。また、基本的な介護保険制度については理解いただきたいため、何らかの専門職をと考えている。

地域福祉部長：市民側に立つと、今の地域包括支援センターは何か用事がないと行けない場所、何が欲しいのか確定してないと行けない場所といったイメージ。地域包括支援センターを集約した時に、市民センターへ月2回程度、出前で行くようにした。その結果として、今まで、あまり関わりが持てなかったまちづくり協議会や自治会の方等、地域関係者の方と地域包括支援センターがつなぐという一つの効果が出た。しかし、1年半ほど実施して、実は相談者

が少ない。1日に一人も来ない市民センターがあったりもする。内部でもよく議論するところだが、我々自身も日ごろから役所や市民センターへよく行くのか。そこで、高齢者の方が日常生活において立ち寄る場所だとか、日ごろの生活から些細な相談に結びつけるには、もう一つハードルを下げるとか、場所を変えることが必要なのではないか、というものである。

人員体制、あるいは財源の話だが、直営である本市にとって、公務員が対応するという形で人員を増やしていくことは正直厳しい状況である。一方、困難事例への迅速な対応だとか平準化された運営を把握するという意味で、直営はやはり貴重である。他の政令市は民間委託だが、長年やってきた結果、行政側に現場を知る能力が落ちたといった話も聞く。落ちてはいけない質は堅守し、民間の力を借りながらうまく相談を拾い上げていくとか人員を増やしていくことをやらないと次の世代で支えることができない。この場で構成員の皆様のご意見を頂戴したいところである。

構成員：ランチの対極的な意見になるかもしれない。もうひとつお願いできるならば、地域包括支援センターが支援体制からどのように手が引けるか、住民の方をお願いできるところはないか、手の引き方についても是非ネットワーク構築の際にご検討いただきたい。

代表：「地域ケア会議」についてご意見はないか。

構成員：チームワークをどう編成していくのかに注目したい。最小限のチーム人数で支援機能をどう維持していくか。どうしてもという核になる部分は専門職、オーバーラップしカバーしあえる部分は地域住民だとか他に手の挙げた団体等が機能させるなどすると、手の引ける事例が見えてくると思う。

構成員：現状として構成員のチョイスはスムーズにしているか。偏りがあるようであれば、ここをクリアにしていくのも一つの出発点であると思う。

地域支援担当課長：専門職や地域関係者、事例によってはご本人が来られる場合もある。アドバイザーについては行政の栄養士とリハ職、場合により地域支援コーディネーターも参加するが、ここを幅広くすることが課題である。

議事（3）総合事業について・**資料3**

事務局：議事について資料3に沿って説明。

代表：本議事における資料は、前回のご意見を反映させた修正版である。次の議事との関連もあるためご意見については後に一緒に伺うこととする。

議事（4）高齢者の日常生活を地域で支える体制づくりについて・**資料4**

事務局：議事について、資料4に沿って事務局から説明

代表：先に社会福祉協議会からの補足があればご説明いただきたい。

構成員：地域の活動の部分で紹介する。校区社協の中で、高齢者福祉施設と地域が連携する取り組みを進めている。地域の中でもボランティアだけでは解決できない、認知症や介護等の事例については、地域の中にある社会福祉施設にご協力いただいている。社会福祉法人も地域における広域的な取り組みを求められているので、ここを連携によって、地域の課題解決に向かう。具体的には、地域の連絡調整会議に、地域の専門職に入っていただき、課題解決の助言だとかサロン活動での介護予防等の指導をいただく。

また、資料の「作戦会議」の部分についても、先行しなければならないと考える。

構成員：県の介護福祉士会では、地域のボランティアの方を対象に簡単な介護技術、腰を痛めない介護の仕方や、認知症の方に対してはご本人やそのご家族への対応方法等、出前講座している。積極的にご活用いただきたい。

構成員：「作戦会議」には興味がある。中の、「多様な資金調達、人材発掘、育成」「コミュニティビジネスの推進」「ICTを活用した情報収集・伝達・交換」については、地域が独自に手をかけていくことが難しい。ここは是非行政のバックアップを。これからの地域のあり方という視点で、企業やNPO等も含めた、企業提案と地域のマッチングといったような融合を、地域が具体的に想像できるまで動かしていただきたい。

構成員：先に介護福祉士会の活動の紹介があったが、施設や病院等も地域からの要請で市民センター等で活動を行っている。地域の方がむしろ活発で、市からも積極的に要請いただきたい。また、介護等に関する、一般の方にも手の届きそうな資格取得の支援についてもご検討いただき、働くことで支援できる裾野を広げてもらいたい。需要は大きいと思う。

地域福祉推進課長：地域の方へ先進的なご支援をいただき、また祭りや文化祭等地域交流型でも積極的なご活動をいただいている。本市で行った地域福祉計画の見直しにおいて、一つは専門的知識を要していくところと、そして先進的な取り組みをされている事例を周知する努力を併せて行うことが大切である。今後とも是非ご協力いただきたい。

認知症支援・介護予防センター所長：議事（４）総合事業にも関連するところである。地域の中に入っていくと、先ほどご紹介いただいた病院や施設の方、またその他様々な専門職の方から地域還元型のご支援をいただいている。行政主導といったイメージから、今後地域を考えたとき、その地域に見合った、地域の中の社会資源はどのようなものがあるか拾い出してマッチングする仕組みが必要であり、総合事業でもこれから議論をいただく点である。

議事（５）高齢者の権利擁護の推進について・資料５

事務局：資料５に沿って事務局から報告

代表：質問や意見はないか。

構成員：関係各団体と連携し、協議会の開催等多様な役割が求められるが、その主体をどこでお

考えか。また、地域連携ネットワークのイメージが掲載されているが、後見人を支えるという意味で力強い図であるが、連携を担う団体等への経済的な担保はどのようにお考えか。

長寿社会対策課長：成年後見制度利用促進基本計画は、地域の法曹関係の方と福祉関係者の方との協力により作っていくというイメージ。平成29年度から33年度までの5ヵ年でと考えているが、方向性について今後議論いただいたうえで高齢者福祉計画に謳う。先のご質問である、こういった母体でということも、今後ご相談させていただく。次のご質問については、チーム構成員は手弁当では厳しいのではというご指摘と察する。私どもも、成年後見制度を広めていくという視点で、構成員の方にどのような役割を持っていただくのか、また一定の報酬の要否については、現行で、無償で行っていただいている他の支援制度も睨みながら検討していきたい。

構成員：他の福祉施策もからめた利用促進事業としてご検討いただきたい。

構成員：この資料の中に市長申立の促進が入ってない。市長申立が大変厳格に捉えられていて、北九州市は政令市で申立件数が低く、申立に結びついてないものもある。ポイントに掲げられている「利用者がメリットを実感できる制度」となるためには、申立がどうスムーズにいくかということではないか。限られた範囲であっても、まず実状を把握するなどして、その中で促進できるような体制作りを盛り込んでいただきたい。

構成員：補足であるが、裁判所も、経済的に困窮されている方が、なかなか専門職に後見人になっていただけない件で悩まれているようである。実感として、市長申立できればスムーズにいくのにというケースがある。後見人のなり手がなかなか見つからない中、市長申立が厳格であるのは利用促進という面では後退であるので、あわせてご検討をお願いする。

長寿社会対策課長：市長申立については、確かに本市は政令市の中でも少ない方に当てはまる。市長申立については、これに限って市から補助があるのかという側面でも考えなければならない。今回の利用促進計画の中では、公費としてどこまで負担するのかという考え方と、ルールそのものを協議する必要性について、皆様のご意見をお聞きしていく。

代表：全体を通しての質問やご意見はないか。

代表：（質問や意見はないため）本日の会議は終了とする。